

会員通知 第4号
平成29年 2月10日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明

決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上のための
「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について

本所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行い、平成29年3月31日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言を踏まえ、決算短信・四半期決算短信（以下「短信」といいます。）の様式について使用強制をとりやめることで、自由度を高めるものです。

I. 概要

短信の様式に関する自由度の向上

- ・本所が定める短信の様式のうち、本体である短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務は、これを撤廃します。

II. 施行日

平成29年3月31日より施行します。

同日以後、最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用します。

以上

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成29年3月31日から施行し、同日以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合 <u>(本所所定の「決算短信(サマリー情報)」又は「四半期決算短信(サマリー情報)」による。)</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>